

## 滋賀文教短期大学研究基本方針

平成 27 年 4 月 1 日

学長 松本博文

建学の精神及び各学科の教育目標達成のため、研究活動に当たっては、次に掲げる事項に則り研究に精励する。

- ・ 関係法令等並びに本学研究倫理規定の遵守
- ・ 情報、データ、資料等の適正な収集と管理
- ・ 研究機関及び研究者としての責任の自覚
- ・ 差別の排除と人権の尊重
- ・ 専門知識及び研究能力等の向上
- ・ 研究成果の公表と社会への還元